（１１）

横浜市立早渕中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

1　いじめ防止に向けた学校の考え方

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。　（いじめ防止対策推進法　第２条）

（２）いじめ防止等に向けての基本理念

学校教育目標「学び合い　認め合い　高め合う」に基づいた教育活動を展開し、「誰もが安全に安心して過ごせる学校つくり」を行います。

人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できます。しかし、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因となりかねません。子どもにとって、いじめは健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えることもあります。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通りとします。

① 生徒の出番や役割を多く創出し、それぞれの場面で、自尊感情を高め、自己有用感が持てるような授業・行事や、部活動の活発化を進めます。
② 生徒の規範意識や公共の精神、人権意識を高め、人権・道徳教育の充実に努めます。
③ 教職員のいじめの指導方針、指導内容の共通理解を図り、常に「報告・連絡・相談」を密に行います。
④ 早期発見のために生徒理解を深め、個に応じた相談活動に努めます。
⑤ いじめがあった場合は、保護者はパートナーという基本認識のもと保護者とのコミュニケーションを深め、学校と保護者が協力し、指導に当たります。
⑥ 場合により外部機関との連携を図り、多方面から総合的に対応します。
⑦ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用します。
⑧ 教職員の資質の向上、保護者等を対象とした啓発活動、相談制度等の広報活動を行います。
⑨ インターネット上のいじめの防止に向けた生徒等への啓発活動を行います。

2　学校いじめ防止対策委員会の設置

（1）委員会の構成委員

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導部長・生徒指導専任・養護教諭・個別支援学級担任・特別支援コーディネーター

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

（2）委員会の運営

①「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月１回以上、定期的に開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに委員会を開催します。

②学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

（3）委員会の活動内容

①未然防止

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めます。

・委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知します。

②早期発見・事案対処

・いじめの相談や通報の窓口を設置します。

・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録し、共有を図ります。

・事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断をします。

・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

③取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をします。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画や計画的実施を行います。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行います。

3　いじめの未然防止、早期発見・事案対処

（1）いじめの未然防止

①わかる授業、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫します。

②友人関係、集団作り、社会性の育成「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用します。

③いじめをしない・させない人権・道徳教育の推進します。

④一人ひとりが活躍し、自己有用感が持てる行事の充実に努めます。

（２）いじめの早期発見

①学級・教科担任による生徒の見守り（少しの変化も見逃さない）をします。

②教育相談アンケート（４・８月)、記名アンケート(5 月)、無記名アンケート（１２月）を実施します。その他の月に生活実態調査を実施します。

③４・８月に教育相談、その他、必要に応じて相談活動を実施します。

④保護者との連携（授業参観、個人面談、その他連絡）します。

⑤ネットパトロール（随時）を行います。

（３）いじめに対する措置

①いじめの兆候・懸念・訴えがあった場合は、直ちにいじめ防止対策委員会に報告・相談し、管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応方針を決定します。

②内容によって関係機関・専門機関と連携します。

③直接いじめに関わっていない生徒（傍観者）にも指導を行います。

（４）いじめの解消

少なくとも次の２つの要件が満たされた後、いじめが「解消している」と判断します。

① いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

（５）教職員等への研修

①生徒指導研修（４月)、生徒理解研修（８月）の実施

②カウンセリング、教育相談研修の実施

（６）学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

（７）取組の年間計画

月	活動内容
4	生徒指導研修　第１回教育相談アンケート　教育相談
5	校外学習　宿泊行事　ＹＰアセスメント実施① いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談実施
6	学校家庭地域連携事業総会　体育祭　地区懇談会　生活実態アンケート
7	個人面談　ＳＮＳ出張授業
8	生徒理解研修　第２回教育相談アンケート　教育相談
9	生徒会役員選挙　生活実態アンケート
10	文化発表会　学校を開く週間　合唱コンクール　ＹＰアセスメント実施② 生活実態アンケート

11	生活実態アンケート
12	いじめ防止啓発月間　人権週間 個人面談　いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート）
1	小中合同人権研修会　生活実態アンケート
2	学校運営協議会　生活実態アンケート
3	学校家庭地域連携事業総会

4　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号）

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第２８条第１項第２号）

（２）発生の報告

①　重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告します。

②　「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

③　いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

5　いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。

6　参考資料

（１）「横浜市いじめ防止基本方針」（平成２９年１０月改定）

（２）「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省　平成２９年３月１４日改定）

（３）「生徒指導提要」（文部科学省　令和４年 12 月）

7　備考

(１)　平成３０年２月２８日改定

(２)　令和４年２月１７日改定

(３)　令和５年２月１４日改定